

# 横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成21年5月12日（火）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 吉備委員  
野木委員 中里委員 田村委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成21年5月12日（火）午前10時00分

- 1 教育長一般報告・その他報告事項  
新型インフルエンザに対する教育委員会の対応について ほか
  
- 2 審議案件  
教委第5号議案 平成21年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について  
教委第6号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について  
教委第7号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について
  
- 3 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長	ただいまから、教育委員会定例会を開催いたします。 まず、会議録の承認ですが、前回平成21年4月28日臨時会の会議録は、本日の会議録と合わせて次回以降に承認することといたします。それでは議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。
田村教育長	<b>【教育長一般報告】</b>  1 市会関係 ○ 5/ 7 青少年・市民スポーツ特別委員会（最終） ○ 5/11 生活安全・危機管理・消防・情報化社会特別委員会（最終）  2 市教委関係 (1) 主な会議等 ○ 5/ 8 第29期社会教育委員会議（第1回）  (2) 報告事項 ○ 新型インフルエンザに対する教育委員会の対応について  3 その他
今田委員長	教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。 特にご質問等がなければ、先程、教育長より、別途所管課から説明とありました「新型インフルエンザに対する教育委員会の対応」について説明をお願いします。
高橋総務課長 清水健康教育 課長	<b>【「新型インフルエンザに対する教育委員会の対応」について説明】</b>
今田委員長	事務局から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。
小濱委員	飛行機の中で感染者が出た場合、周囲に座っていた者もホテルに停留してもらうこととなりますが、そのような対応と教育委員会の対応には関係してきますか。
清水健康教育 課長	今回の対応は検疫所の指示によるものですので、検疫所の指示に従うように学校長に依頼しています。
田村教育長	蔓延国への渡航については報告はないと聞いていますが、それによろしいですか。
清水健康教育 課長	報告はありません。

野木委員	発熱者状況調査の該当者、自宅待機の者はいないということでしょうか。
清水健康教育課長	はい、そうです。
野木委員	保護者との連絡体制についてですが、個人情報の保護の観点でなかなか連絡体制がとれていないと聞いておりましたが、これを機会に全保護者に発信できる体制を整えるべきと考えますが、現在の実施状況や手段について教えていただきたいと思います。
丸山教育次長	この件について調査しましたが、一部の保護者から個人情報保護ということで、自宅の電話番号等を知られたくないという声がありましたが、連絡網の前後の方だけは連絡がとれるように、その方とその前後の方について電話番号を知らせ合うということは、全校できていることを確認できました。
野木委員	電話連絡が基本なのでしょうか。メールではないのでしょうか。
丸山教育次長	メール一斉配信ができる学校とできない学校がありますので、基本は電話連絡としています。あわせて全市的な情報については、教育委員会のホームページに同じ情報を掲載するなどの活用を考えております。
田村教育長	まずは、瞬時に全校長に内容を伝えることと、校長を通じて、児童・生徒や教員に確実に伝えることを徹底しなければなりませんので、学校長へ連絡が確実にとれるよう、携帯電話番号も含めて確認し、緊急時に漏れなく連絡するための連絡体制は整っております。
吉備委員	今回の件は長期戦が予想されますが、夏休み中の対策はいかがお考えでしょうか。
田村教育長	今のところ、今日、明日のことで手いっぱいございまして、長期的なことについてはこれから考えていきたいと思っております。昨日の市本部会議で、市長からも同じような話を受けております。また、例年11月下旬にインフルエンザへの注意について各学校に発しておりますが、それに至るまでの間に専門家の意見も聞きながら、冷静に慎重に対応していきたいと考えております。
内田総務部長	今回の場合は連休もありましたので、最悪は臨時休校も検討いたしました。そうなった場合には、部活動や修学旅行、自然体験等宿泊を伴う学校行事等含めた検討をしておりました。夏休み中の対応につきましても、引き続き検討をし、学校側に事前に知らせていきたいと思っております。
田村教育長	アフリカの子どもたちと横浜の子どもたちとの交流事業を7月に行う予定ですが、その時点での適切な判断をしていくことになると思っております。



高橋総務課長 4月27日、南高等学校後援会、南高等学校同窓会、南高等学校PTAから、「南高等学校を中等教育学校に再編することに関する教育委員会審議に十分な時間を確保し慎重に審議されることを求める請願書」が提出され、前回4月28日の教育委員会臨時会で受理報告したところですが、現在、所管課において検討中の案の周知方法等につきまして検討を行っておりますので、請願審査については、次回以降にお諮りいたしたいと思っております。

次回の教育委員会臨時会については、日程の都合上、5月25日、月曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は5月25日、月曜日の午前10時から開催することとします。それでは審議案件に移ります。審議の順番ですが、まず公開案件の審議を行い、次に非公開案件の審議を行うこととします。では教委第5号議案について説明をお願いします。

漆間学校教育部長 【教委第5号議案 平成21年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について】

今田委員長 事務局から説明が終了しましたが、質問に入ります前に、教科書採択に関する請願が2件出されましたが、それと関連してこの採択方針に国からの通達等の関係で、平成22・23年度分を採択していくのだということ本文の中にもう少しはっきり表した上で、審議を始めた方がわかりやすいと思ったのですがいかがですか。

漆間学校教育部長 その点についてはしっかりと御理解をいただいた上での審議は必要だと思います。

今田委員長 当事者である教育委員会と請願を出した人の立場との距離感があると思いますし、国の方で新たに検定を経た教科書があるので審議を行うのだということも言ってもよいのではないのでしょうか。

田村教育長 2つの請願が出ておまして、そのポイントは法の手続きに従ってしっかりとやっていくということと、手続きを進めるにあたって、教育委員会の中でしっかりと議論して基本方針を定めて、採択地区についても慎重に検討した上で、教育委員会での議論を経て決定していくことでありましたので、おっしゃっていることはごもっともということで採択をいたしました。

今回、採択地区については、18採択地区としてこれまで通りで行っていきますが、採択地区の最終決定は県に委ねられていまして、市は1年前に意見を申し出るようになっております。従いまして今回の採択地区数については、1年前に既に決まっているものです。

今田委員長 22・23年度に使用する教科書について採択するという点については、一方の人たちは短い期間であるからという方もいますし、一方では文部科学省で新たに検定を経た教科書があるので、それを踏まえ採択を行いなさいという主旨であったかと思っております。そのあたりをもう少し詳しく述べた方がよいと思っておりますがいかがでしょうか。

田村教育長	3 ページの 1 の (4) にありますが、今年度の中学校用教科書採択については、新たに文部科学省の検定を経た教科書については調査を行い、その他の教科書については、平成 17 年度採択時の資料を用いた上で採択を行うとあります。今回新たに検定を経た教科書がありますので、それについては教科書取扱審議会ですっきりと審議をしていただいでその結果を教育委員会にお返しいただくという手続きを進めてまいります。
漆間学校教育 部長	4 月 15 日に文部科学省の通知で、検定を通った教科書があり、きちんと調査研究を行いなさいということが示されておりますので、それに基づいて横浜市も行うということでもあります。
田村教育長	審議会では、以前に検討したものと、新たに検討するものがありますので、あわせたものを教育委員会にお返しいただき、それをもとに、教育委員会で、18 区ごとに新しい 22・23 年度に使用する教科書の採択を行っていくこととなります。
野木委員	平成 22・23 年度中学校で使用するものを採択しますが、高校と特別支援学校は 22 年度だけですか。
田村教育長	高校と特別支援学校は毎年新しい教科用図書が提供されますので、毎年この手続きを行っております。今回は変わり目の採択となりまして、小学校は 23 年度から、中学校は 24 年度から新しい教育課程となります。中学校はそれまでの 2 年間のつなぎの部分に使う教科書の採択となります。
野木委員	採択の観点をざっと読みますと、一般的なことしか書かれておりませんが、横浜として強調している部分というのはないのでしょうか。
田村教育長	抽象的だというご意見はこれまでもありました。審議会ではこの 10 項目に基づいて調査・検討を行いますので、どれが横浜市として強調する部分ということだけでなく、それぞれの観点はどれも大事なものであります。今後、それぞれの観点に基づいて充実している点、劣っている点などが記載されてくると思います。観点の (5) の記述については、「我が国と郷土横浜」の方がよりふさわしいということで今回変えております。
小濱委員	小学校の算数・理科の先行実施に伴う補助教材については記述しなくてよいのでしょうか。
田村教育長	一部教科の先行実施については、国が製作した補助教材を配付しています。小学校については確認の意味で書いていますので、あえて記載する必要はないと思います。
漆間学校教育 部長	移行期間の補助教材という考え方ですので、あえて記載しておりません。

小濱委員	私は載せたほうがよいと思っ ていまして、教科書採択の仕組 みは複雑ですので、新学習指 導要領ができたのに教科書は そのままなのかと思われる方 もいるかもしれません。
漆間学校教育 部長	文部科学省の通知の内容につ いては、各学校・教員もよく 承知しておりまして、現行の 教科書を使いながら、新たな 教材を工夫しながら授業に 取り組むものと考えておりま す。
田村教育長	教科書採択の仕組みについ てホームページで出してい きますが、その時にわかりや すい表記について工夫したい と思います。
今田委員長	教育基本法が変わって、新し い学習指導要領について中 学校の部分はまだ既存の部 分が生きた状態で教科書採 択を進めていくのですが、そ こにズレがあると思いま す。法律が変わったのです から、どうして学習指導要 領も新しいものとなってい けないのか、同時並行でで きないのでしょうか。
漆間学校教育 部長	教科の連続性というものがあ りまして、移行措置の期間 とはいえ、1, 2, 3年生が連 続して現行の教科書で勉強 していますので、学習指導 要領が現行の期間であれば それに基づいて行うことにな ります。ただし、改正教育基 本法や新しい学習指導要領 の考え方というものは移行 措置の期間でも各校の判断 で前倒しして取り組みます。
今田委員長	その弾力性の部分はどの程 度保証されているのでしょうか。 重要な部分については現行 のものに上乗せして解釈を させるとか、そういうことは できないのでしょうか。
田村教育長	平成18年12月に改正され、 教育の目標が明確に整理さ れました。そのことは我々が 採択をしていく中では念頭 に入れて行っていくべきこと です。一方で、供給される 教科書は改正前に編集され たものばかりであります。 ただし、学習指導要領につ いては、従来から教育基本 法で定めているものを具 体化するものとしてかなり 踏み込んだ内容で書かれて いる部分もありまして、そ のようなものについて現 在の教科書でも取り入れた ものもあります。
今田委員長	3ページの前文にある「関係 法令の規定」というのは、 手続きのことだけなのか、 内容的にもその趣旨を踏 まえたものなのかがわかり ません。
田村教育長	例えば、国を愛する心につ いての記述は、現行の学習 指導要領にも書かれており 、教科書採択の段階で教育 基本法の趣旨に照らし合 わせてどれがふさわしい 教科書なのかという議論 で検討できると思いま す。
今田委員長	法は法、要領は要領と区 別されているように感じ ておりまして、基本方針 の中でも、教育基本法が 変わって、その趣旨を踏 まえているのだというこ とを表したほうが気持ち 素直なのではないでしょ うか。

田村教育長	改正教育基本法のことを基本方針の前文の中に引用して書いていくことは可能かとは思いますが。
漆間学校教育部長	改正の精神は各校よく承知しているとは思いますが。
田村教育長	前文の「横浜市教育委員会は、」と「関係法令の規定に基づき」の間にも、「教育基本法をはじめ」という言葉を入れるという書き方はあるかとは思いますが。
今田委員長	その方が素直だと思います。そのように修正の上承認ということではよろしいでしょうか。
田村教育長	教科書採択そのものは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められておりますので、「教育基本法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほか」とするのがよろしいかとは思いますが。
小濱委員	ここに書いてしまうことと、小学校の古い教科書との関係は大丈夫なのでしょうか。
田村教育長	小学校の教科書採択については本来何も触れなくて良いことでありまして、確認の意味で前の教科書を使いますと言っているだけであります。書かれていても問題にならないと思います。 字句の訂正についてはお任せいただきたいと思います。
中里委員	基本方針は私はよいと思いますが、どの教科書に決まろうとも、運用の部分の課題があるのではと感じています。平成21年4月から各校では新しい全体計画を作成して、改正教育基本法に則ってすべて新しくなって運用しています。採択された教科書の移行期間の2年間の運用が新しいものに切り替わっていくのかというところが、各校の問題だと思いますが、その点は事務局でよく確認しながらというのが大事だと思います。
田村教育長	国の制度を批判するのではないですが、各校は既に移行期間に入っておりまして、教育委員会もそのことを基本にして各校を指導しています。一方、教科書だけは前のもので決めるということで、教科書採択のサイクルとのズレは10年に1回起こることなのですが、通例では機械的に前の教科書はそのままという形で行っていくのですが、そのような制度の矛盾がございます。
吉備委員	5の部分に高校や特別支援学校の学習実態についての記述がありますが、(1)の中学校の部分にはありません。一方、2-(7)には書かれています。なぜでしょうか。

漆間学校教育 部長	<p>高校と特別支援学校の教科書についてですが、高校は教科と科目が多 種多様で、中学校と比べて学校ごとに選抜試験を行うなど、実態が異 なっておりますので、より細かく学習実態を把握する必要があります。 特別支援学校については、個々の障害や程度にあったものを選んでいく 必要があるためであります。</p> <p>中学校の今回の採択につきましては、5ページにあります。17年 度の採択時の資料をもとに検討をするのですが、その時点で学習実態調 査を行っております。</p>
田村教育長	<p>18地区ごとの学習実態の調査につきましては、今後大いに議論のあ るところだと思いますが、ここでいう生徒の学習実態や発達段階を踏ま えという部分については、国が示している基準にこのような考え方を踏 襲したものであります。</p>
今田委員長	<p>それでは、本案については、3ページの前文に、文言を挿入したものを 案として承認したいと思いますがよろしいですか。</p>
各委員	<p>&lt;了 承&gt;</p>
今田委員長	<p>それでは、承認します。次に、教委第6号議案について説明をお願い します。</p>
漆間学校教育 部長	<p><b>【教委第6号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について】</b></p>
今田委員長	<p>事務局から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。 特にご質問等なければ、4ページ5行目に第5号議案の修正内容を踏 まえて修正した案として、承認してよろしいですか。</p>
各委員	<p>&lt;了 承&gt;</p>
今田委員長	<p>それでは、承認します。以上で公開案件の審議が終了しましたので、 非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係 部長以外の方もご退席ください。</p> <p style="text-align: center;">&lt;傍聴人及び関係者以外退出&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p>
今田委員長	<p>これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。 [閉会時刻：午前11時26分]</p>